



発行 東京都

目次

111

規則

- 東京都公報発行規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…一
 - 東京都公印規程の一部を改正する規則……………（同）…一
 - 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…二
 - 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
 - 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…七
 - 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（同）…七
 - 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…八
 - 東京都恩給給与規則の一部を改正する規則……………（同）…八
 - 恩給法に基づく恩給並びに道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と東京都恩給条例に基づく恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…八
 - 雇傭員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則……………（同）…九
- 訓 令
- 東京都刷物取扱規程の一部改正……………（総務局総務部文書課）…九
 - 東京都職員勤務規程の一部改正……………（総務局人事部人事課）…一〇
 - 東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………（同）…一〇
 - 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…二〇

- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………（同）…二
- 通勤手当支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…三
- 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正……………（同）…三

告示

- 東京都公報特定調達公告版有償頒布規程の一部改正……………（財務局経理部総務課）…三

規則

東京都公報発行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十六号

東京都公報発行規則の一部を改正する規則

東京都公報発行規則（昭和五十一年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、その欄外に主管課長が認印をなし、条例、規則及び訓令にあつては二部、その他のものにあつては一部を総務局総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に送付するとともに」を削り、「同じ。」を」の下に「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に」を加え、「添付」を「送付」に改め、同条第二項中「、登載原稿を一部作成するとともに」を削る。

別記第二号様式中「」を「」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公報発行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。
- 令和二年十月三十日

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十六年東京都規則第百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用す

ることができる。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則
 東京都職員住宅管理規則（平成三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。
 別記第二号様式中「**㉓**を電話番号」を「電話番号」に改め、「**㉔**」を削る。
 別記第五号様式中

職員番号	ふりがな
氏名	
男・女	

職員番号	ふりがな
氏名	

「**㉒**を電話番号」を「電話番号」に、「時」を「とき」に改め、「**㉔**」を削る。

別記第五号の二様式中

職員番号	ふりがな
氏名	
男・女	

職員番号	ふりがな
氏名	

「自宅電話番号」を「電話番号」に、「または」を「又は」に、「限る」を「限る。」に、「時」を「とき」に改め、「**㉔**」を削る。

別記第九号様式中「**職** 氏名」を「**職** 氏名」に

管理入氏名

異動届に記載された事項について確認しました。

給与担当課長

㊦

異動届に記載された事項について確認しました。

給与担当課長

改める。

別記第九号の二様式中「㊥」を削り、「自宅電話番号」を「自宅又は携帯電話番号」に、「さむて」を「極めて」に、「または」を「又は」に改め、「管理人氏名」を削る。

別記第九号の三様式中「㊦」を削る。

別記第九号の四様式中「㊧」を削り、「自宅電話番号」を「自宅又は携帯電話番号」に改め、「管理入氏名」を削る。

別記第九号の五様式中「㊨」を削る。

別記第十号様式中「㊩」及び「㊪」を削る。

別記第十一号様式中「㊫」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員住宅管理規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第二百十号)の一部を次のよ

うに改正する。

別記第一号様式中「㊬」を削る。

別記第二号様式中「㊭」を削り、「簿録」を「簿録」に改める。

別記第三号様式中「㊮」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則

東京都恩給給与規則(昭和二十四年東京都規則第十号)の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項中「平成」を「令和」に改める。

別記第十五号様式中「㊯」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (東京都恩給給与規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 東京都恩給給与規則の一部を改正する規則(昭和四十一年東京都規則第七十九号)付則別記第一号様式及び第二号様式中「㊰」を削る。
- 3 東京都恩給給与規則の一部を改正する規則(昭和四十五年東京都規則第四十二号)付則別記様式中「㊱」を削る。

恩給法に基く恩給並びに道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在职期間

と東京都恩給条例に基く恩給の基礎となるべき在职期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

●東京都規則第七十四号

東京都知事 小池 百合子

恩給法に基く恩給並びに道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と東京都恩給条例に基く恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恩給法に基く恩給並びに道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と東京都恩給条例に基く恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第八十九号)の一部を次のように改正する。
別記第六号様式から別記第九号様式まで、別記第十一号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則(昭和三十年東京都規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「平成」を「令和」に改める。

別記第十三号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第三十七号

庁 中 一 般

支 業 所 庁

東京都印刷物取扱規程(昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記第四号様式中「㊦」を削る。
別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第5条関係)

4センチメートル	
登録番号 ()	
主要刊行物指定の有無	有 無
局名又所は 事務担当者	

2.4センチメートル

●東京都訓令第三十八号

東京都職員服務規程(昭和四十七年東京都訓令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池百合子

第六条第二項中「ときは」の下に、「総務局長が別に定めるところにより」を加え、「あらかじめ届け出た印をもつて自ら押印」を「自ら出勤の表示を」に改める。
別記様式第二号及び様式第四号中「㊟」を削る。

●東京都訓令第三十九号

東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和四十七年東京都訓令第百二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池百合子

第七条を削り、第八条第一項中「出勤簿整理保管者」を「出勤簿に係る整理保管者(以下「出勤簿整理保管者」という。)」に、「押印」を「出勤の表示」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同

条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

別表三 三の項、六の項及び四十の項中「押印」を「出勤の表示」に改める。

●東京都訓令第四十号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記様式中「」を「」に改める。

附 則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第四十一号

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都訓令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

別記第一号様式(表)中「」を削り、同様式(裏)中

東京都知事 小池 百合子

請求者
印

承認者
印

を

承認者

に改める。

別記第二号様式中「」を削る。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の育児休業等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第四十二号

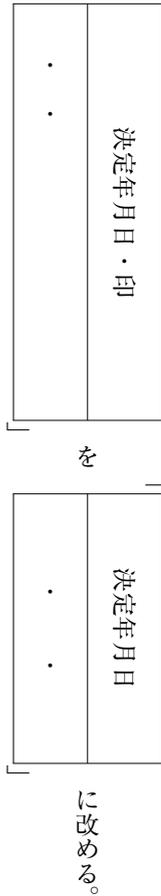
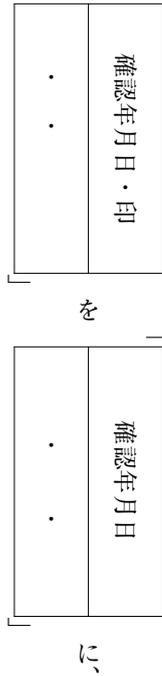
庁 中 一 般
支 業 所 庁
事 業 所
取用委員会事務局
労働委員会事務局

通勤手当支給規程(昭和三十三年東京都訓令甲第五十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記様式(表中)「㊸」及び「㊹」を削り、同様式(裏)中



附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の通勤手当支給規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第四十三号

庁 中 一 般
支 業 所 庁
事 業 所
取用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程(昭和六十一年東京都訓令第五十八号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記第一号様式及び第二号様式中「㊸」を削る。
別記第三号様式中「㊹」を削る。

別記第四号様式から第七号様式までの規定中「㊸」を削る。

附則

この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千三百七十二号

東京都公報特定調達公告版有償頒布規程(平成七年東京都告示第千三百六十一号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

		受付番号
東京都公報特定調達公告版購読申込書		
		年 月 日
東京都知事 殿		
申込者 住 所 氏 名		
下記のとおり、東京都公報特定調達公告版の購読を申し込みます。		
記		
1 購読期間	年 月 日から	年 月 日まで(1年・箇月)
2 購読部数	部	
3 購読料金	円 東京都所定の納入通知書により納付期限までに納入します。	
4 東京都公報特定調達公告版の送付先	郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号	
5 納入通知書の送付先 (東京都公報特定調達公告版の送付先と異なる場合に記入してください。)	郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号	
6 備考		

(日本産業規格 A 列 4 番)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

